

基 調 報 告

愛媛支部 沢 田 允 明

§ 現在までのわれわれの運動の経過

第1回瀬戸内シンポジウムが開かれた（香川）のは、1972年であった。1955年以来の高度成長の下で、瀬戸内地域における独占資本本位の工業開発はすさまじく、かつての白砂青松の海岸・広い干潟は次々と埋立てられ、工場用地と化した。この時期において、瀬戸内の汚染の実態を告発し、「開発」の諸結果を全面的・科学的に明らかにしようとした第1回シンポジウムは重要な意義をもつものであった。

この方向は第2回（山口）、第3回（広島）と引きつがれ、「列島改造」の狙いと問題点をうきぼりにしてきた。これらの運動やその他多くの地域住民・科学者の運動は、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定への圧力となった。しかし、われわれの力量の不十分さもあって、それはCOD負荷量規制を可能にしたのみで、その他種々の汚染物質の規制や埋立て規制などについては問題が多く、措置法自動延長後もなお恒久的立法を制定させるにいたっていない。

その後、1974年の水島における三菱石油流出事故は、瀬戸内海東部地域に甚大な被害を与え、瀬戸内の深刻な現状を全国民の前に明らかにした。第4回シンポジウム（兵庫）はこういった事実を前にして、さらに強い施策を求めるとともに、「住民の立場からみた環境保全と回復のビジョン」を求め、より前進した分析と運動の必要性を明らかにした。これをうけて、第5回シンポジウム（岡山）では、水島事故を中心にとりあげつつ、頻発するコンビナート災害への対策が論議された。

この間、1973年の石油ショックとそれに続く、いわゆるスタグフレーション突入後は政府・自民党による環境をめぐる行政姿勢の後退も顕著になっている。しかも、独占資本の高蓄積が困難となった現在、「景気回復に優先する政策目標はない」といわんばかりの政策が顕在化しているだけに、今回の社会経済情勢を誤って理解すると、環境保全か景気回復かという二者択一的思考になる危険性があることに注目しておかねばならない。臨時措置法以後も「埋立て」が激しく進行していることは事実であり、第6回シンポジウム（大分）では、埋立てと地域社会との諸関連の中から自然科学的・社会科学的諸問題が提起され、埋立て規制の強化と、そのための運動の広さ・深さの必要性が確認された。

今日までのシンポジウムは、独占資本を中心とする開発か民主的地域づくりか、瀬戸内の環境保全か破壊か、という政府と地域住民との理論的・実践的対立点の明確化が一つの課題になっていたといつてよい。

§ 瀬戸内の現状

地域住民の運動や、スタグフレーションの結果として、瀬戸内海全体としては、汚染の進行が表面上では鈍化しているといわれる。この状況の正確な評価は、今後の研究調査にまつところが大きい。汚染を進行させる条件も増大しつつあることはたしかである。

臨時措置法以後の四国における埋立て（工事中、認可済みを含む）は急テンポで進んでいる。とくに愛媛県では「中進県からの脱却」をスローガンとした。従来の開発論理がそのまま流布されている。たとえば、西条沖100万坪の埋立ての着手は、本四架橋の一環としての大三島橋、瀬戸大橋の架橋と相まって、東瀬戸内地域の海と大気汚染、陸上部の自然破壊の進行を深める出発点であるといえる。さらに伊方においては、住民の真意を無視し、原子力発電所が強制的に建設された。このことは、大分における8号地埋立てとともに、今まで比較的汚染の進んでいない伊予灘海域の汚染を進行させるものであり、また放射能汚染の危険を瀬戸内海にもたらすものでもある。瀬戸内の「開発」は、香川・愛媛の「埋立て」テンポの加速化が象徴しているように、決して飽和点に達しているのではなく、瀬戸内地域の全面的破壊—公害・環境破壊だけでなく、地域住民の生産・生活基盤、文化等の破壊をも含む—の可能性を拡大する方向にあるといっても過言ではないだろう。

第7回シンポジウムが四国・松山で開かれることに意義はこの点にあるといつてよい。

§ 第7回シンポジウムのテーマ設定について

以上のような運動の経過と現状をふまえて、今回のテーマは「住民の手で、瀬戸内を豊かに」と決定された。

瀬戸内の汚染や環境破壊の現状は、自然科学の分野では、住民・科学者たちの調査研究によって相当くわしく解明されてきた。今日までの運動を含む多面的活動をふり返ってみるとき、真に汚染の進行を阻止し、原状への回復を目指すためには、社会的・経済的分析を深め、総合的な理論を基礎とした民主的な運動の高揚が要求されていることは自明である。

独占資本中心の「地域開発」は、人口集中→所得・雇用水準の上昇→自治体歳入増→福祉行政の新しい展開という論理に支えられていた。だがこの誤りが理論的にも実践的にも明らかにされ、瀬戸内地域の住民が「地域づくり」に本格的に取り組まなければならないことが指摘されはじめてから久しい。

これを模索し実現していくためには、当然のことながら次の三つの条件が最低限必要である。第1に、民主的な自治体の確立、第2には全面的な正しい情報の獲得である。非民主的な行政当局や資本の論理は、自己に有利な情報しか住民には提供しないケースが多いが、それによって判断を誤らせられることのないよう、正しい情報の獲得のための努力を怠ってはならない。第3は、「豊かさ」についての考え方である。

今日のわれわれの生活を考えてみても、社会的諸条件に規定される側面が高くなり、たんに

「地域所得」が上昇したことをもって、われわれの豊かさが高まったといえないのは当然のことである。生活全体の豊かさが単なる経済的所得の拡大のみで規定されているのではないことも考慮せねばならない。

以上の3点を要約すれば、われわれが瀬戸内の地域づくりを考える場合、どの方向を目指すのか、その政策提起までも展望した運動・研究が今日強く要請されているのであり、今回のシンポジウムが、その方向を明らかにする点でも一歩を進めたものとなるように願っている。

§ 分科会の構成と内容

このようなことを念頭におきつつ、4つの分科会を設けることにした。

第1分科会は交通問題を中心としている。古来、瀬戸内海は東西あるいは中四国を結ぶ交通路として重要な役割を演じてきた。沿岸部の工業化・都市化が急速に進行するなかで、更に陸上交通を「発達」させ、本四架橋や関西新空港をはじめとする交通・運輸のネットワークづくりが具体的日程にのぼり、部分的にはすでに工事が開始されているものもある。これはたんに自然破壊・公害問題の面だけにとどまらず、地域再編という意味をも持っている。このような交通体系をどう理解し、「望ましい交通体系」をいかにつくりあげていくか等の問題が討議されるであろう。

第2分科会は漁業問題である。200カイリ時代における沿岸漁業の重要性はとくに強調する必要がある。その中で、瀬戸内海とその周辺の沿岸漁業の占める位置を考慮するとき、瀬戸内海的环境破壊をふせぎ内海漁業発展の方策を討議することが重要な課題である。

第3分科会では、環境破壊に対する法的規制のあり方を討議したい。破壊の実態を明らかにすると同時に、現行法（案をも含む）の問題点やその改正について論じ、真に破壊を防止し、原状回復を目指すための恒久的立法化への道もアセスメントの問題を含めて追求したい。

第4分科会では、開発と自治体行財政との諸関係がとりあげられる。自治体の財政を豊かにするという名目の下に行なわれてきた「諸開発」が真に住民の生活を豊かにしてきただろうか。これを真に住民の生活の豊かさを求めるにはどう転換すべきであるか、工業開発に留まらず、瀬戸内の農業で大きな地位を占める果樹の問題や瀬戸内の入口にあたる宿毛湾などの開発問題を含めて討議したい。

§ おわりに

過去6回の瀬戸内シンポジウムを振り返ると、われわれの運動には新たな飛躍が必要だと思われる。それは研究領域としても地域的にも、総合性のある運動への飛躍である。これまで個々の地域を対象とした研究報告、あるいは個々の問題を扱ったレポートが数多く積みあげられてきた。これらの成果をふまえつつ、もう一層の深い切り込みと、それらの単なる総和にとどまらない真の総合性を求めて持続的な追求が要求されていることに異論はないであろう。

瀬戸内地域の住民が主人公となって、瀬戸内の地域づくりのあり方を模索することは、今日の社会経済情勢がわれわれに課している大きな課題ではないだろうか。